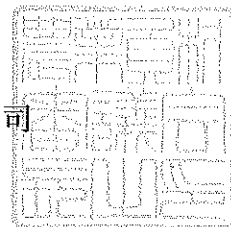


25資審第19号
平成25年12月25日

農林水産大臣 林 芳正 殿

農業資材審議会長 芋生 憲司



飼料の規格の設定に関する諮問等について（答申）

平成25年7月17日付け25消安第1939号、平成25年10月9日付け25消安第3271号及び平成25年12月20日付け25消安第4487号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

第1 飼料に含まれるジカンバに係る規格について、残留基準値を別記のとおり改正することは適当と認める。

第2 次に掲げる組換えDNA技術応用飼料について、安全性の確認を行うことは適当と認める。

- ・ チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP-004114-3）

第3 組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の成分規格並びに製造の方法の基準の改正等について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1の（1）のシ及びス並びに（2）のコ並びに別表第2の2及び3の（7）の農林水産大臣の確認の対象から組換えDNA技術のうちセルフクロニング及びナチュラルオカレンスによるものを除くことは、適当と認める。

(別記)

ジカンバの残留基準値

対象となる飼料	残留基準値
えん麦	3 mg/kg
大麦	7 mg/kg
小麦	2 mg/kg
大豆（大豆油かすを含む）	10 mg/kg
とうもろこし	0.5 mg/kg
マイロ	4 mg/kg
ライ麦	0.1 mg/kg
牧草	200 mg/kg